

追加資料

# 「小城市こども計画(子ども・子育て支援事業計画)と子ども・子育て会議」について

令和7年度 第1回 小城市子ども・子育て会議

令和7年10月30日(木)

# 1 こども計画(子ども・子育て支援事業計画)の概要

## 計画の位置づけ

計画は、こども基本法第10条第2項、5項及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、策定しました。

### (こども基本法第10条第2項)

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

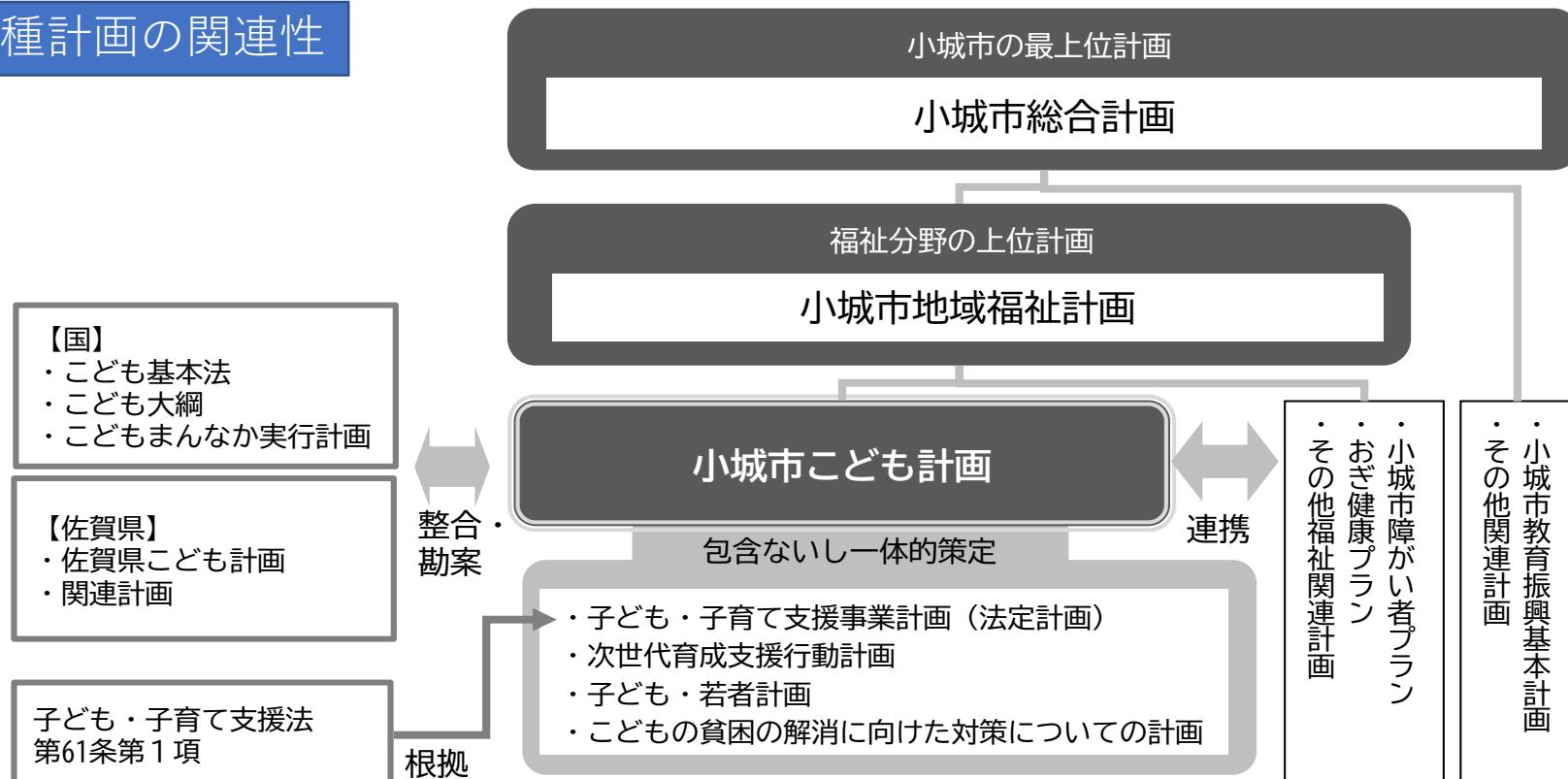
### (こども基本法第10条第5項)

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## (子ども・子育て支援法第61条第1項)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 各種計画の関連性



## 2 子ども・子育て会議の役割

### 小城市子ども・子育て会議条例

＜抜粋＞ 第1条 子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、小城市子ども・子育て会議を置く。

(子ども・子育て支援法第72条第1項)

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。  
→ 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聴くこと。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。  
→ 特定地域型保育事業(小規模保育や家庭的保育)の利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聴くこと。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。  
→ 子ども・子育て支援事業計画に関し、子ども・子育て会議の意見を聴くこと。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。  
→ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議すること。

### 3 計画の達成状況の点検・評価

#### 小城市子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

##### ▶ 計画の点検・評価サイクル



委員の皆様には、具体的に、下記の項目について審議していただきます。

- 施設の利用定員の設定や変更等がある場合に、支援事業計画に沿って進めているかを確認し、意見を述べていただく。
- 子ども・子育て支援事業計画の推進を図るため、計画の進捗状況等の報告を受け、点検や評価、事業の見直しを含め、いろいろな意見を述べていただく。

### 子ども・子育て会議の進め方

事務局より事業の実績等を報告し、課題や議題を提示



会議で意見を伺い、今後の事業及び次期計画に反映していきたいと考えています。

皆様のご協力、よろしくお願ひいたします。